

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

栗農政第0307002号
令和6年3月7日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 盛山 正仁
農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤 信太郎 殿

宮城県栗原市長 佐藤 智

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：栗原市若柳地域指定棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
若柳蓬田地域の棚田（範囲については、別添１のとおり）

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の発生防止及び維持

協定農用地及び農道等の協定農用地周辺の保全管理を継続し、令和５年度の不作付
地面積 **1. 4 3 h a** から **0. 0 5 h a** の減少を目指す。

② 担い手の確保

活動組織の共同活動として、農用地の法面及び農道等の除草作業を年２回以上実施
し、担い手が管理しやすい農用地の維持及び提供を目指す。

③ 生産性の向上

仙台市近郊の大学との連携事業時などに活用する農用地の転作作物（大豆、さつま
いも及びそば）の作付面積の現状 9 0 0 m²を維持する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

棚田で生産された「さつまいも」は、仙台市近郊の大学との連携事業や地域の収穫
祭時のふるまいのほか、自治会や地域の農産物直売所で販売しているが、販売額を令
和５年度の 3, 0 0 0 円から 6 0 %以上増加の 5, 0 0 0 円以上を目標に販売の促進
を目指す。

② 自然環境の保全・活用

棚田を活用した仙台市近郊の大学との連携事業として農作業体験や収穫祭をそれぞ
れ年１回以上開催し、当該企画に新たに医療職者とも連携し、食育や地域包括ケアシ
ステム構築の推進を目指す。

③ 良好な景観の形成

農地については、若柳蓬田集落協定の構成員が適期に草刈り作業を実施するほか、
活動組織の共同活動として農用地の法面及び農道等の除草作業を年２回以上実施し、
棚田の景観維持を目指す。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

仙台市近郊の大学との連携事業を継続し、学生による農作業体験や新たに医療職者
とも連携して蓬田地域住民との交流の場としての棚田の活用を推進し、新たな交流人
口 **3 人以上**の確保を目指す。

② 棚田を観光資源とした地域振興

令和２年度から始まった「**よもぎだフォトコンテスト**」を継続し、地域の宝である
棚田の魅力を市内外に発信する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

ア 耕作放棄の発生防止及び維持

中山間地域等直接支払交付金を活用し、若柳蓬田集落協定の構成員が中心となり、農用地及び農道等の農用地周辺の保全管理を継続するとともに、協定農用地内の~~不作付地面積の減少に努め~~、耕作放棄地の発生を抑制する。

イ 担い手の確保

若柳蓬田集落協定の構成員が中心となり、棚田での農産物の生産のほか、共同活動として、農用地の法面及び農道等の除草作業を年2回以上実施し、棚田の保全に関わる人員の確保に努めながら、担い手が管理しやすい農用地の維持・提供を行う。

ウ 生産性の向上

農用地の適正な保全管理により、大学との連携事業などに活用する農用地の転作作物（大豆、さつまいも及びそば）の作付面積を維持しつつ、必要に応じて関係機関の栽培指導を受け、生産量の増加を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

棚田で生産された「さつまいも」は、仙台市近郊の大学との連携事業や地域の収穫祭のふるまい時などに多くを利用しているが、農業所得の向上を図るため、自治会や地域の農産物直売所への販売促進を図る。

イ 自然環境の保全・活用

仙台市近郊の大学との連携事業として農作業体験や収穫祭は継続し、それぞれ年1回以上開催する。当該企画に新たに地域の医療職者も参加し、学びの視点から大学生との交流による食育活動の推進や、地域住民との交流により、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる地域づくりを推進する。

ウ 良好な景観の形成

棚田という地域の資源を地域の宝として後世に継承するため、農地については、若柳蓬田集落協定の参加者が適期に草刈り作業を実施するほか、活動組織の共同活動として農用地の法面及び農道等の除草作業を実施し、魅力ある棚田の景観維持を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

仙台市近郊の大学との連携事業により、棚田という地域資源を活用した交流人口の拡大を図る。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

○「~~よもぎだフォトコンテスト~~」を継続し、写真展を通じて地域の宝である棚田の魅力を市内外に発信する。

○若柳蓬田棚田付近に看板を設置し、市外から棚田を訪れる観光客の受入態勢を整備する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会とし、同協議会の参加者ではない団体または個人は、協議会の活動を支援することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

栗原市若柳地域指定棚田振興協議会は、若柳蓬田集落協定、地域住民、尚絅学院大学、宮城県及び栗原市などで構成する。

当該協議会に参加する者の名称または氏名については別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし